

事務連絡
平成30年7月9日

東京都福祉サービス第三者認証評価機関

代表者 殿

東京都福祉サービス評価推進機構
公益財団法人東京都福祉保健財団
福祉情報部評価支援室

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における評価の取扱いについて

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の評価の取扱いについて、下記のとおり連絡いたします。

記

1 ユニット型及び従来型の併設施設に係る評価の取扱い

東京都福祉サービス第三者評価は事業所単位により評価を行っているところであるが、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のユニット型及び従来型の併設施設については、平成23年9月1日から別々の施設として事業所が指定されている。

しかし、当該施設の実態としては、管理及び運営が一体として行われているものが多いことから、ユニット型及び従来型それぞれに指定番号が付番されている場合は、双方の評価を併せて実施し、評価結果報告書を1件にまとめることができるものとする。

(1) ユニット型と従来型の双方の評価を併せて実施し、評価結果報告書を1件とする場合

各共通評価項目によって、ユニット型と従来型のそれぞれに特色がある場合は、評価結果報告書の講評欄やコメント欄を活用して記載することができる。

(2) ユニット型と従来型の評価を別々に行い、評価結果報告書を計2件とする場合

各評価結果報告書の表紙における指定番号欄にそれぞれの指定番号を記載することに留意の上、評価結果を報告すること。

(3) 留意点

ユニット型と従来型の併設施設においては、一方が定員30名未満である地域密

着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の場合がある。地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）については、東京都福祉サービス第三者評価の対象ではないことに留意すること。

2 「指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の評価実施に係る自己チェックリスト兼確認書」の活用等について

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について評価を実施する際には、本事務連絡の内容を確認するため、別紙「指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の評価実施に係る自己チェックリスト兼確認書」を活用すること。

また、指定番号が分かれているユニット型及び従来型の併設施設について1件の評価とする場合は、本チェックリストの下欄に必要事項を記入し、評価結果報告と併せて東京都福祉サービス評価推進機構宛提出すること。

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の
評価実施に係る自己チェックリスト兼確認書

チェック1	ユニット型・従来型の併設施設か	
	<input type="checkbox"/> 併設施設でない →チェック終了	<input type="checkbox"/> 併設施設である →チェック2へ
チェック2	ユニット型・従来型の一方は、定員30名未満である地域密着型特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)に当たるか	
	<input type="checkbox"/> 地域密着老人ホームが一方に該当する →チェック終了 地域密着でない分について評価を実施する	<input type="checkbox"/> 該当しない →チェック3へ
チェック3	指定番号が分かれているか	
	<input type="checkbox"/> 分かれていない(1件) →チェック終了 評価1件によりユニット型及び従来型を併せて評価する	<input type="checkbox"/> 分かれている(2件) →チェック4へ
チェック4	ユニット型・従来型の併設施設の評価について、併せて1件とするか又は別々・計2件とするか	
	<input type="checkbox"/> 併せて1件とする ↓	<input type="checkbox"/> 別々の2件とする 各評価結果報告書の表紙における →「指定番号」欄にそれぞれの指定番号を記載すること

(以下、チェック4「併せて1件とする」にチェックが入る事案についてのみ機構宛提出)

下記のユニット型及び従来型の併設である指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について、指定番号が分かれているところ、双方の評価を併せて実施しましたので報告いたします。

	事業所名	指定番号
1		
2		

年 月 日

所 在 地

評 価 機 関 名

認 証 評 価 機 関 番 号

(参考)

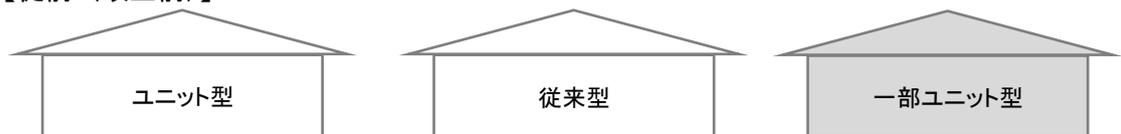
ユニット型及び従来型の併設施設である指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の基準等の経緯について

○従前、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の類型としては、ユニット型、従来型及び一部ユニット型があった。

○平成 23 年 9 月 1 日付施行の厚生労働省令等により以下の取扱いとなった。

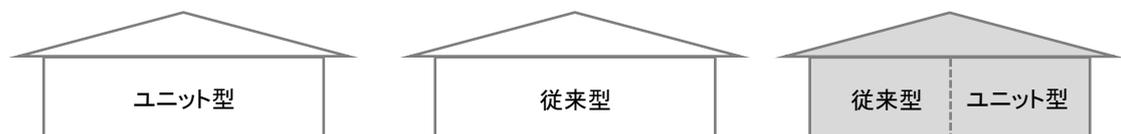
- ・一部ユニット型の類型は廃止された。
- ・新設及び増設されるユニット型と従来型の併設施設については、別々の施設として指定を受けることとなった。
- ・既存の旧一部ユニット型施設等については、平成 23 年 9 月 1 日以後最初の指定更新の際に、ユニット型と従来型の別々の指定を受けることとなった。ただし、当該指定更新における指定番号の取扱いについては、事業者の利便を考慮して、特例として同一番号を使用できることとされている。

【従前（改正前）】



- ・一部ユニット型の類型の廃止
- ・併設施設の別指定

【改正（平成 23 年 9 月 1 日）以降】



(指定番号の取扱い)

- ・新設・増設→別番号
- ・旧一部ユニット型施設の指定更新→別番号又は同一番号

(改正省令等)

- ・指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 106 号）
- ・厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示（平成 23 年厚生労働省告示第 291 号）
- ・指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について（老後発 0818 第 1 号、老振発 0818 第 1 号、老老発 0818 第 1 号）
- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて（平成 23 年 9 月 30 日付厚生労働省事務連絡）